

2007年3月レポート

国別:

タイ

1. 首都圏警視総監、知的財産権犯罪の予防を指示
2. 薬の強制実施権、10億バーツの節約に
3. 有害廃棄物、特許の懸念、解消へ
4. ヘルメットの模倣品
5. アボット社、タイへの攻勢強める
6. 米国はタイを優先監視国に指定か
7. 活動家、アボット社に薬の撤収のボイコットを求める
8. 政府は音楽の海賊版取締りを推進
9. タイの商務相、E Cに確約
10. 貧しい国々の安価な薬の入手、WHOへ要請
11. タイ、製薬会社との話し合い続行 - 米国商工会情報
12. 海賊版対策への新規参入社
13. 知的財産の価値
14. 活動家、タイ - 日FTAの延期を裁判所に嘆願へ
15. 製薬メーカー、ロイヤルティーの申し入れを拒絶
16. 政府、強制実施権へのロイヤルティー支払いへ
17. 内閣、日本との貿易協定にゴーサイン
18. FTAを延期させるための最終手段
19. 裁判所、FTAの調印阻止を目指す活動家の訴えを却下
20. タイの政策、危うし

マレーシア

1. マレーシア、違法DVD嗅ぎ分けで犬を採用
2. 海賊版との苦しい戦い
3. 偽のCD搜索で、お見事、探知犬

シンガポール

1. 著作権の例外、多項目提案される

フィリピン

1. 有料テレビグループ、フィリピンを優先監視国に戻したし
2. RPは反海賊版対策で対象選り分け
3. 海賊版、投資家をフィリピンから退散させる
4. フィリピン、政治的リスクが最大
5. 国内の反海賊対策グループ、米国のロビー団体が「非常識」と述べる
6. IPフィリピン、3ヵ年戦略プランを完成
7. アロヨ大統領、上院の対日経済協定早期批准を望む

インドネシア

1. 海賊版減少により、政府は著名ブランドの基準を設定
2. 政府は得るもの多し

ベトナム

1. 日本の機関、ベトナムのIP法を調査
2. 知的財産の効果的実践により投資牽引を
3. 政府は知的財産の仕組みづくりをプッシュ

インド

1. インドで海賊版映画に7ヶ月の実刑
2. ケララ州、IPR政策を策定中
3. スターバックス、「スターバックス」インドコーヒーチェーンに激怒
4. インド、IP保護で高い評価
5. BSAはエンフォースメントアクション実施の計画発表
6. IPRセミナー
7. 伝統的な手織り製品登録保護を受ける
8. ケララ州政府、来月IPR政策草案を発表へ
9. 知的財産法のエンフォースメント

パキスタン

1. 音楽産業は海賊行為と戦う政府の努力を評価
2. 10ヶ月で2億枚の海賊版CD及び6工場が破壊される
3. 500人以上の専門家、ソフトウェア海賊版減少のため研修受ける
4. パキスタンで採用される特許保護法に向けたステップ
5. 国民議会内閣委員会が会合

クウェート

1. 著作権法に関する公開討論会

ヨルダン

1. ヨルダン下院は特許法及び少年法の改正案を承認

タイ

1. 首都圏警視総監、知的財産権犯罪の予防を指示

(タイ・ニュース・サービス、2007年3月1日付)

首都圏の警察代表である警視総監は、全部門の警察官に知的財産権侵害を防ぐよう指示を出した。

警視総監代行のAdisorn Nonsri警察中將は、IP犯罪がタイの国際関係に影響を及ぼすため、全部門の警察官に知的財産権の保護を命じた。Adisorn Nonsri警察中將は首都圏副警視総監のSuchart Karnchanawisate警察中將に知的財産権保護任務を監督するよう命じた。警察はIP事件の犯人、特にこれらの犯罪の資金源追及と逮捕の迅速化を指示した。Adisorn Nonsri警察中將は知的財産権特別実行部隊を解散し、その権限を地元警察に分散化した。

200人以上の芸術家とメディア関係者が3月2日タイ警察本部に出向き、タイ警察長官代行のSereepisuth Themeyawes大将と面会し、知的財産権保護とキャンペーンを要請した。

2. 薬の強制実施権、10億バーツの節約に

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年3月5日付)

国家保健安全局(NHSO)の試算によれば、3つの救命薬の強制実施権により年間の国家予算で10億から17億バーツの節約が可能となり、薬を入手できる患者が飛躍的に増加する。

政府の他国を巻き込んだ保健戦略により抗ウイルス薬の流通が倍増したと予想されると、NHSOのSa-nguan Nitayarumphong局長は述べた。エファビレンツは政府の強制実施権の発動を受けた最初のHIV薬である。

政府は、2番目の強制実施権の対象となったHIV薬カレトラの流通により、40%の節約と、当初は治療を受けることができなかった患者への薬の普及率の50%増加を予想していると、Sa-nguan局長は述べた。

局長は、心臓病の患者に服用される抗血栓薬プラビックス強制実施権発動により、政府はジェネリック薬を6分の1の価格で購入することが可能になったと述べた。

強制実施権の以前は同薬を必要とする患者の20%しか服用できなかったが、治療費の低減によりこれにも変化が出るだろうとSa-nguan局長は付け加えた。強制実施権はエファビレンツの場合少なくとも年間2億バーツ、カレトラの場合2億バーツ、プラビックスの場合6億バーツのそれぞれ予算削減になると局長は述べた。

これら3薬の強制実施権の後、国家全体で10億バーツ以上の経費減となると同氏は述べた。

3. 有害廃棄物、特許の懸念、解消へ

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年3月8日付)

タイと日本の交渉団は二国間自由貿易協定の2つの関心事、日本からの有害ごみの受け入れとタイでの微生物の特許出願について、合意に達した。

これにより懸案事項が解決し政府の協定締結承認への道を開くものと予想されると、タイ側交渉団代表、外務副常任秘書官のPisan Manawapat氏は述べた。

Pisan氏は2週間前日本との交渉の代表を務めたが、日本はこの協定は2つの問題で、タイの関連国内法に優先するものではないと述べたと伝えた。同氏は、日本の交渉団の一員が、タイが輸

入する日本からの産業廃棄物に関し、どの国も法で禁止されている製品の輸出入はできないと理解していると述べたことを引用した。この問題は活動家の間に不安を呼び、これが国内への有害廃棄物の持込につながると懸念されていた。

日本はまた、タイが自国の知的財産権法に基づき、微生物の特許出願を拒絶することにも理解を示したとピサン氏は付け加えた。日本はタイが微生物関連の発明に特許を与えるよう要望するが、それらに対し特許が与えられるかどうかはタイ法に委ねられていると同氏は述べた。

「日本はタイの国内法が協定に優先することを確約した。これは良い知らせだ」と同氏は述べた。

「協定はタイ国内法より優先されるだろうという過剰な反応があったが、冷静に判断すれば、これらの確約があれば懸念の払拭には十分とわかるだろう」

両国はこの問題を文書化し、協定の中にどのように組み込むかを検討している。それが終了後内閣に送付され承認を受けるとピサン氏は述べ、期限は設けてないがそう長くはかからないだろうと付け加えた。

国家人権委員会知的財産権小委員会のBuntoon Srethasirote氏は、このような合意では問題の解決にはならないと言う。協定にはほかにもマイナス面が隠されており見つかっていないだけかもしれない。だから問題を明確化するため協定全文が十分に見直されねばならないと述べた。

国家立法議会の国政参加委員会のメンバーSurichai Wungaeo氏は、政府は協定のもたらす影響について熟慮すべきであり、2つの問題は関係行政職により見逃された問題の一例に過ぎないと述べた。

4. ヘルメットの模倣品

(クルンテープ・トラキット紙、経済産業欄、6ページ、タイ、2007年3月12日付)

知的財産局Puangrat Asavapisit長官は、現在、インドネシアの会社がタイのヘルメットのINDEXという商標を侵害した事件を扱っていると述べた。知的財産局ではすでにインドネシアの知的財局に協力と押収を求めるため連絡を取っている。

さらに、LANCERペンの意匠が侵害されていることが発見され、所有者は既にインドネシア法廷に提訴している。

しかしながらこの問題解決のため、DIPはインドネシアと交渉し、両国の協力関係やデータの交換のためIP問題での覚書に署名しなければならない。この計画は間もなく内閣に送付され承認を得た後、2007年5月に署名される予定である。

5. アボット社、タイへの攻勢強める

(ウォール・ストリート・ジャーナル・アジア、2007年3月14日付)

アボット・ラボラトリーズ社のタイで新薬を発売しないと決定は、多国籍製薬会社と軍主導政府との間の特許をめぐる戦いに波紋を広げた。

通常は見られないこの戦術により、同社はタイ政府の行った行動への抗議として国内の患者への薬品販売を拒否するという奇妙な立場に立たされることになった。

Smoter女史によれば、アボット社は7つの薬に関する出願を取下げ、その中にはエイズ治療薬のカレトラの新薬が含まれる。他の6つの薬は鎮痛剤Brufen、Abbottと呼ばれる抗生物質、血栓予防薬Clivarine、関節炎治療薬Humira、血圧抑制剤Tarka、腎臓病患者のためのZemplarである。情報筋によれば、二三週間前、両者の話合いが決裂した後、アボット社より政府に通告があった。

アボット社は必要とする患者から救命薬を取り上げるという決定が批判を呼び起こすかもしれな

いというリスクに挑んだ。

「これは誰の得にもならない。このアメリカの会社にとってもそうだ。彼らは市場を失ってしまう」と保健省疾病対策局のThawat Suntrajarn 局長は述べ、自身はアボット社の決定は知らなかったと述べた。Thawat氏は、タイ政府は引き続きアボット社のカレトラと同じ薬を製造できるジェネリック薬製造業者を探すと述べた。

「もし彼らが本当に行うなら呆れて物も言えない」と、低価格の薬の普及活動を進める国境のない医師団のタイ支部代表ポール・カウソン氏は述べた。「私にとってこれは単なる悪だ。ぞっとする。もし彼らが本気でするなら多国籍企業の信用はガタ落ちだ」

カウソン氏は、何ヶ月か前、アボット社はカレトラの新薬がこの夏までにはタイで入手できるだろうと保証したと述べた。病気の原因となるウイルスが進化するため古いタイプのエイズ薬はだんだん効き目が薄くなる。アボット社は旧タイプのカレトラをタイ市場から引上げはしないと述べた。両タイプの薬はどちらも効き目があり、大きな違いは新薬が服用しやすいという点だと付け加えた。

製薬会社の代表はタイ政府の決定は事実上彼らの会社から薬を盗み出すことであり、同産業にとって残された選択肢はなかったと述べた。

「政府がしている事は非常に短絡的だ」と、バンコクにある多国籍大手製薬企業の利益団体である、製薬リサーチ製造協会のTeera Chakajnarodom 会長は述べた。エイズ治療のため「患者は新世代の抗生物質を必要とする。」しかし、入手することができない。「これはタイの将来の保健施策にとって深刻な問題だ」と、テラ会長は述べ、アボット社から出願を取り下げたことを知らされたと述べた。

タイで営業する他の製薬企業がアボット社の例に倣うかどうかは不明である。「他企業は事態の推移を見守っている」と、香港ベースのコンサルタントグループである政治経済的リスク・コンサルタンシー社のロバート・ブロードフット取締役代表は述べた。どの会社も現在起きていることを喜ばないが、「これらの企業はタイでビジネスを続けたいと望むが、条件的に受け入れられる限度がある。」ロバート氏自身はこれらの製薬企業を顧客としては持たないが、業界の代表とは話をしていると述べた。

パリのサノフィ・アベンティス社のスポークスマンJean-Marc Podvin氏は、同社はプラビックスに関する1月のタイ政府の決定にとても驚き、失望していると述べた。しかし彼はサノフィ社がアボット社の例に倣うかどうかを言うのは「時期尚早」であり、サノフィ社は「選択肢を検討中である」と付け加えた。

6. 米国はタイを優先監視国に指定か

(タイ・ニュース・サービス、2007年3月14日付)

米国は4月に、知的財産の侵害が著しいとの理由でタイを優先監視国に指定するつもりである。

知的財産局Puangrat Assawapisit局長は、米国の13業界のうち、音楽映画、衣類、製薬、有線テレビ、書籍の5つの団体が、タイは様々な形の知的財産の引き続く侵害を軽減できていないと不満を示したと打ち明けた。

さらに悪いことに、侵害は減少しているとか現在の範囲に留まるのではなく、タイ国内で海賊行為が悪化し、野放図になっていると同団体は結論付けた。

米国がタイを現在の監視国から優先監視国に指定するかもしれないという不安が広まっており、知的財産局では今月関係機関と協力し、米国に対し、タイは知的財産侵害対策に手をこまねいているわけではないという説明を強めると述べた。

「現在タイの多くの生産者団体は同国の知的財産侵害対策の失敗から、米国がタイを監視国から優先監視国に移すのではないかと心配している。もしタイが優先監視国に指定されたら、米国が更新したばかりのタイへの一般特惠関税制度が見直されるかもしれない」と局長は述べた。

「米国がタイを優先監視国に指定するかどうかは誰にもわからない。しかしもしタイが実際に優先監視国になれば、米国に向けて郵送されている多くの輸出商品は打撃を受けるだろう」

Puangrat局長によれば、年初に知財局では在バンコク米国大使館に対し、知的財産侵害に対しタイが効果的対策を打てなかったという米国当局の指摘に対する抗議文を提出している。

知財局では種々の形の知的財産侵害、特にテープとCDの海賊版に対する予防と制圧は過去5-6年極めて効果的に行われてきたと信ずるので、米国に対し疑問点を解消するための全情報の送付を加速させると局長は述べた。

7. 活動家、アボット社に薬の撤収のボイコットを求める

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年3月15日付、バンコクポスト紙、国内ニュース欄、4ページ、タイ、2007年3月15日付)

タイのHIVの活動家は、製薬業者は政府の立法により利益を脅かされることを心配し、重要な薬の輸入をキャンセルしたと批判した。

エイズとともに生きる人々のタイネットワーク及び他の非政府組織は、アボット・ラボラトリーズ社が抗レトロウイルス剤の輸入ライセンスを返上したことを受け、同社の製品をボイコットするよう一般に呼びかけた。この動きは政府が最近HIV薬のカレトラの強制実施権の発動を決定したことに対する報復だと、エイズ・アクセスのNimitr Tien-udom 代表は述べた。

Nimitr氏によれば、アボット・ラボラトリーズ社はタイ食品薬事局に書簡を送り、HIV治療薬Aluvia、心臓病薬Simdax、慢性腎臓病治療薬Zemplarを含む薬の登録申請を取り下げたと伝えた。

彼によれば、同グループでは粉ミルクや栄養補強剤、やせ薬を含む他のアボット社の製品リストを至急発表しボイコットすると述べた。

保健省では5か月分のカレトラを備蓄していると活動家は述べ、同薬の強制実施権の発動により、インドからのジェネリック薬が間もなく入手できるだろうと付け加えた。インドの薬が間に合わなくても患者は古いタイプのカレトラを使用することができ、それはLopinavirとRitonavirの混合薬であり、人々が1種類ではなく、2種類の薬を服用しなければならないという意味だと述べた。

モンコン・ナ・ソクラ保健相は、アボット社の決定は、他社から同様の薬を入手できるので、国内の保健施策に深刻な影響を与えないと述べた。

同省は影響を受ける薬は幾つかを調べそれらを他社の製品で代用する。アボット社からのコメントは特にない。

8. 政府は音楽の海賊版取締りを推進

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ4B、タイ、2007年3月16日付)

国際レコード連盟(IFPI)によれば、アジア、中でもタイの音楽海賊版状況は深刻な刑事事件となっている。

バンコクの違法CDを制圧しようとする政府担当官や警察の動きは違法商品の販売者により妨害されていると同連盟の担当者は指摘する。同連盟の反海賊版エンフォースメントコーディネーターのRobert Youill氏は政府に対し、生産から販売まで全レベルでの犯罪と真剣に取り組むよう要請した。

政府は販売者から違法CDを押収したがこれは知的財産の脅威と立ち向かうには不十分だと

同氏は述べ、政府が違法CDの生産工場の取締りに焦点を当てるべきと暗に示した。

Youill氏は違法音楽産業の高い収益性の故、海賊版への取り組みが困難になっていると指摘する。

IFPIによれば、音楽製品の海賊版だけで昨年度世界で50億米ドル(1,750億バーツ)に達し、音楽産業の総売上の約3分の1に匹敵する。Youill氏は他のアジア諸国に比較してタイの海賊版事情がどれほど深刻かのランク付けはできないが、タイでもアジアの他国でもこれは受け入れがたいものであると述べた。

タイ政府及び警察や知的財産局のような関連機関は海賊版との戦いで、頑として妥協を許さず立ち向かわねばならない。さらにタイは犯罪取締りのための効果的な法があるので、王国内の違法工場取り壊しのため法が適用される必要があると、同氏は述べた。

同氏によれば、タイには多くのCD、VCD、DVD工場があり、当局が違法工場を見つけ出すのを困難にさせている。王国には38のCD製造業者があり、約100台のCD製造機がある。Youill氏は数が多すぎるので、政府は違法製品製造の疑いのある工場は摘発すべきだと述べる。

米国の通商代表部が、タイを監視国から優先監視国に格下げし、貿易制裁の対象となり得る可能性を問われたYouill氏は、タイは監視国にとどまるだろうと述べた。

9. タイの商務相、ECに確約

(タイ・ニュース・サービス、200年3月19日付)

商務省は、外国人事業法の改正に当り、タイはガイドラインとして国際通商条約とその義務を優先させるとEC大使に確約した。

本日のEC大使フレデリック・ハンバーガー氏との会談の後、クルククライ・チラペート商務相は、ヨーロッパはタイが外国人事業法を改正するやり方を見て、この国がWTOへの誓約事項を実行していないと見ていることを明らかにした。

クルククライ大臣は実際にはタイは国際通商条約とその義務を認識しており、投資活動の自由を減じたり、株主の議決権の比率を指示したりするような法を制定するつもりはないと答えた。

薬の特許と卸し小売業の問題については関係各方面の最大利益を保護するための話し合いが持たれると商務大臣は付け加えた。

10. 貧しい国々の安価な薬の入手、WHOへ要請

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、5ページ、タイ、2007年3月19日及び20日付)

昨日、健康推進団体は2つの主要な国際団体に対し、特許の強制実施権により発展途上国にとって高価で手の届かない薬の入手が可能となるよう、これらの国を支援し更に対策を進めるよう要請した。

「我々はWHO(世界保健機関)がタイ政府の強制実施権への動きに対し当初支援する手紙を送ったこと以外何をしてくれたかと自問する」と国境のない医師団(MSF)のポール・カーソン代表は述べる。

MSFの代表団とイギリスに本拠を置くオックスファム(Oxfam)は保健相の特別顧問のSuwit Wibulpolprasert氏と会い同省の薬品購入政策への支援を示した。

これら2つの団体は米国の薬品メーカーアボット社が、タイの軍主導政権が同社のエイズ薬カレトラの権利を奪う決定を下したことに抗議し、タイから同社の新製品を撤収すると発表したことに對し、世界的な反キャンペーンを計画している。

カーソン博士は、世界の人口と健康問題を直接的に扱う国際団体であるWHOとUNAIDSは、こ

の世界的な薬の特許論争にさらに介入し、製薬会社からの圧力に屈せず、低所得国が非常に必要としている特許付きの高品質の薬を入手できるよう、これらの国々を支援する指導的役割を果たすべきだと述べる。

活動家の医師、消費者団体、エイズグループは、米国製薬業大手アボット・ラボラトリーズ社がタイで7つの新薬の登録を取下げた後、同社の他の薬と製品のボイコットを求めている。

これらの団体は、政府の強制実施権発動に対抗し、抗エイズ薬カレトラを製造するこの製薬会社がとった行動はモラルに反すると主張する。

同じく撤収される薬は新種の抗生物質と腎不全治療薬、高血圧及び血栓治療薬である。

11. タイ、製薬会社との話し合い続行 - 米国商工会情報

(ロイター通信、2007年3月20日付)

タイは数種の薬への強制実施権発動後、薬価について多国籍製薬会社との交渉を継続するだろうと、米国商工会幹部は述べた。

内閣閣僚との話し合いの結果、政府は製薬会社との論争を解決できるという希望を持ったと商工会上級副会頭のダニエル・クリストマン氏は述べた。

「タイ政府官僚が対話を継続したいという意思を持っていることがわかった。彼らにとって話し合いはまだ終わっていない。」

この話し合いは、先週、アボット・ラボラトリーズ社が、軍が後ろ盾となっている現政権の国際的な製薬特許を無視したやり方に抗議し、新薬をタイに輸入しないという発表を行った後に持たれた。

タイは1月に強制実施権を発動し、アボット社のエイズ治療薬カレトラのジェネリック薬製造、購入を認め、エイズ活動家から喝采を浴びた。

アボット社は、昨年末タイ政府がメルク社のエイズ治療薬エファビレンツに対し、最初の強制実施権を発動し製薬業者を驚かせて以来、タイから新薬を撤退させた最初の製薬会社と思われる。

タイはまたブリストル・マイヤーズ・スクイブ社とサノフィ・アベンティス社による心臓病治療薬プラビックスに対しても強制実施権を発動し、このような対応を行った初めての発展途上国となった。クリストマン氏はこの結果は外国投資に現れるだろうと述べた。

「一国が競争に打ち勝つため、知的財産を保護優先するという評判を得て外国投資を引き寄せる方策がある。」と同氏は述べる。

米国商工会では、今月234人の外国企業役員への調査を行った結果、タイの新経済政策と貧弱な知的財産保護策は外国投資を中断させる恐れがあることを示したと述べている。

「75%もの役員が、最近のタイの軍事クーデターと人騒がせな新経済政策は、向こう3か年の投資先の最終決断をする際の判断要因となるだろうと述べている」と商工会の発表の中で示された。

強制実施権は政府が公衆衛生のために必要とされる薬のジェネリック薬を製造、購入することを認めており、世界貿易の規則の下では合法とされているが、事前通告を受けていない製薬会社を驚愕させた。

外国投資家により批判された他の政策は、外国企業の所有権を厳格化し、国内に持ち込まれる外国通貨での為替を管理しようとする動きである。

商工会によれば、外国企業の役員は、政府の決定が投資意欲に水をさしたタイを東南アジア6カ国の中で最悪と位置づけていた。

12. 海賊版対策への新規参入社

(バンコクポスト紙、データベース欄、21ページ、タイ、2007年3月21日付)

CA (正式にはコンピューター・アソシエイツ)、BEAシステムズ、モノタイプ・イメージング社が反海賊版対策機関であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)に加わる8社の中に含まれ、今年アジアでの活躍が予定される。

このアライアンスに最近加盟した他の企業はAltium、INUSテクノロジー、フロントラインPCBソリューションズ、Teklaコーポレーション、フェアフィールド・ランゲージ・テクノロジー社である。

新聞発表によれば、BSAではこれらの企業がアジア全土でのキャンペーンに積極的に参加し、直ちに結果を出すことを期待している。

モノタイプ・イメージング社は世界規模のメンバーとして、CAは方針策定委員会メンバーとして、Altium、INUSテクノロジー、フロントラインPCBソリューションズはアジア地域メンバーとして、Teklaは反海賊版対策メンバーとして、フェアフィールド・ランゲージ・テクノロジー社はインターネット版海賊対策メンバーとして、それぞれ加盟した。

BSAは現在27の世界規模のメンバーと7のアジア地域メンバーを抱えている。BSAの副会長で地域代表のジェフリー・ハーディ氏は、新メンバーの加入を喜びながら、これらの企業が「BSAのアジアでのキャンペーンにはかり知れないほどの価値を加えるだろう」と述べた。

これらの企業の参加は、ソフトウェア産業とハードウェア産業は健全なビジネス環境を作り出すため、適切な政策と法の枠組み作りを進めるため、団結した取り組みが必要であることを強調していると、ハーディ氏は付け加えた。

INUSテクノロジーのチャールズ・ハー副社長は、ソフトの海賊版がビジネスに及ぼす脅威は由々しき関心事であり、「ソフトの海賊版との対決のためBSAに加盟したことを非常に喜んでいる」と述べた。

BSAによれば、2005年にアジアのプログラムソフトのほぼ54%近くが海賊版であり、2009年までにソフトの海賊版比率を10%下げることにより200万の新規雇用を生み出し、1,350億米ドルの経済成長をもたらす、アジア諸国政府に138億米ドルの税収増をもたらすと予測される。

13. 知的財産の価値

(ポスト・トゥデイ紙、ビジネスマーケット欄、ページB3、タイ、2007年3月22日付)

知的財産局は国家発明局とともに知的財産の価値を増すための計画に取り組んでいる。DIP では5,000万パーツの予算を使い権利保有者を保護する。手始めに、発明特許64件、意匠16件の合わせて80件の知的財産を選出するための委員会が設置される。

14. 活動家、タイ・日FTAの延期を裁判所に嘆願へ

(バンコク・ポスト紙、国内ニュース欄、4ページ、タイ、2007年3月24日付)

環境保護団体と知的財産権擁護活動家は行政裁判所に、政府の日本との自由貿易地域協定の締結予定を延期するよう申し入れる予定である。この動きは来月始めに予定される調印式にブレーキをかけるための最後の試みと見られる。

このグループは外務大臣に対する訴えで、来週裁判所に出向く予定である。自由貿易協定に反対するグループは、これが功を奏し、調印が延期され、協定全体が見直されることを期待している。

国家人権委員会の生物多様性及び知的財産権小委員会のメンバーであるBuntoon Srethasirote氏は、この協定は適切な一般参加を含まないので受け入れられないと述べた。

商務省の担当者はタイ製品が日本に輸出される際の関税が80%以上減額され、タイ製品、特に農業部門の大きな利益となると主張する。

しかし協定は、有害ごみの輸入や微生物の特許化のような問題が国の害となるかもしれないとわかってから、環境保護団体、知的財産権擁護者及び有機農業団体から強い反対を受けてきた。

15. 製薬メーカー、ロイヤルティーの申し入れを拒絶

(バンコク・ポスト紙、国内ニュース欄、5ページ、タイ、2007年3月27日付)

政府は強制実施権の対象とされた抗エイズ薬及び心臓病薬の特許権者との合意に達することができなかった。ジェネリック薬が国内で製造されるか輸入された場合、特許権が侵害される製薬会社に対しロイヤルティーが支払われる。

この交渉を率いた食品薬事局(FDA)のSomsak Choonharasmi局長は、国は特許所有者に補償をする意思があり、補償額はジェネリック薬の販売から生じる利益の0.5%にすぎないと、特許所有者に伝えたと述べた。

これは特許法第51条に従うものだった。

製薬会社はこの申し入れを受けなかった。各社の代表は決定を下す前に親会社とこの件を相談しなければならぬと答えたとのことだ。

交渉にあたる委員会はモンコン・ナ・ソククラ保健相の任命による。

交渉委員会はFDAや商務省、外務省のような関連機関からの15名の代表により構成されている。同委員会のアボット・ラボラトリーズ社、MSD、サノフィ・アベンティス社との最初の交渉は5時間ほど続いた。なぜなら、タイで販売されるものは世界市場で流通している最新の薬と同じでなければならないから。

一方で、アボット社は同社の抗エイズ薬への強制実施権の適用と政府によるロイヤルティーの支払いを依然として拒否して、このような政策は同社の新薬の研究開発計画を崩壊させるだけだと述べた。

しかしながら同社の代表は、知的財産局にこの政策の見直しを嘆願するとは言わなかったと食品薬事局長は述べた。

米国に本拠を置くこの会社は先に、政府の強制実施権の決定に反対し、タイへの10の新薬の導入を見合わせると脅した。その中にはカレトラの改良型も含まれる。

同社の決定は国内外の健康推進活動家を驚かせた。

16. 政府、強制実施権へのロイヤルティー支払いへ

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年3月28日付)

食品薬事局(FDA)は、保健省の強制実施権の決定により影響を受ける製薬会社へ、ジェネリック薬販売額の0.5%の率で補償を行う。

「我々は4月10日の交渉の席に各社を招待した」とFDAの事務局長Siriwat Thiptharadon 博士は述べた。同氏は強制実施権で影響を受けた製薬会社との交渉を担当する小委員会の委員長としての職責で発言した。

強制実施権は、「論理的に正当化され」、非営利の場合に、特許所有者の著作権や他の独占的権利の使用権を政府や他者に強制的に与えるものである。特許所有者は幾らかのロイヤルティーを受け取る。

昨年度後半、保健省はエイズ薬エファビレンツに強制実施権を発動した。今年の年初には抗エイズ薬カレトラと血栓予防薬プラビックスへの強制実施権が発動された。

Siriwat局長によれば、エファビレンツの特許を所有するMSDタイランド社はロイヤルティーの支

払いを認め、600mgのエファビレンツの錠剤を1瓶726パーツで販売することを申し出た。これはFDAが提案した650パーツ(会社へのインセンティブを除く)に極めて近い額だ。

ブラビックスの特許を保有するサノフィ・アベンティス・タイランドは、FDAからのロイヤルティー支払い申し出を親会社に伝えると局長は述べた。

17. 内閣、日本との貿易協定にゴーサイン

(バンコクポスト紙、プライムニュース欄、1ページ、タイ、2007年3月28日付)

内閣は日本との自由貿易協定(FTA)の調印を承認し、政府は暫定憲法下での権限を逸脱しているという市民グループからの抗議を振り切った。スラユット・チュラノン首相は4月3日火曜日、東京で、論議を呼んだ日・タイ経済連携協定に署名する。

FTAウオッチ及びバイオタイは政府庁舎の外での抗議運動を率い、暫定政府は貿易協定の署名に進む法的政治的合法性に欠けると主張した。

これらのグループは明日、行政裁判所に請願を提出し、政府職員が協定の締結を「急ぎ」かつ公聴会を行わなかったことに対し彼らの弾劾を求めた。3人の大臣が昨夜チャンネル5で閣議決定を擁護した。

コーシット・パンピヤムラット副首相は、4月3日はタイが経済連携協定を締結するのに最良の時だと述べた。

アセアンで4番目の日本とのFTA調印国として、タイは世界経済での競争力を維持できると副首相は述べた。ヨンユット・ユットタウォン科学技術相は、非政府組織は国内原産の微生物を心配すべきではないと述べた。

タイ法は自然界に生息する微生物の特許取得を何人にも禁じていると大臣は述べる。もし日本の会社や個人が微生物を変化させ、その変化に対する特許を求めた場合、タイがその特許を共有するという条件でのみ特許が認められる。

ニット・ピブンソクラン外相はFTA締結後でも、政府機関の専門家委員会は関係する行動をモニターすると述べた。この協定は3 - 5年ごとに見直しされる。

タイ産業連盟(FTI)会長のSanti Vilassakdanont氏は内閣の決定を歓迎した。タイの大規模産業は輸出全体で30%の伸びを予想していると同氏は述べた。

「政府は日・タイ経済連携協定(JTEPA)は国益に合致し、日本は多分野でタイとの協力を真剣に捉えていると信ずる」とスポークスマンは述べた。

タマサート大学、シラパゴーン大学、スコタイタマシラット大学、テクノロジー・スラリー、サイアム大学からの8人の法学部教授がFTAの調印は暫定憲法第38条により違法だと述べた。

他の2つの批判団体、カオ・クワン・ファンデーションと消費者連合も明日行政裁判所に請願することに合意した。

18. FTAを延期させるための最終手段

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、4ページ、タイ、2007年3月29日付)

自由貿易反対4団体は、来週日本での自由貿易地域(FTA)協定の締結を阻止するため、本日最高行政裁判所からの緊急命令を求める。

これらの団体はカオ・クワン・ファンデーション、バイオタイ・ファンデーション、消費者連合、エイズアクセス・ファンデーションである。この動きは来週の火曜日、東京で日・タイ経済連携協定(JTEPA)が調印されることが閣議承認されたことを受けている。

FTAウオッチでは昨日の声明で、日本大使館の外でも抗議行動を行い、日本大使にこの協定

が両国の関係を損なうという趣旨の抗議文を手渡すと述べた。

学者はスラユット・チュラノン首相に昨日協定の調印中止を求め、これが憲法違反になると警告した。

暫定憲法では、国家、国民、法制度に影響を与える国際的取り決めに調印する際には、国家立法評議会(NLA)からの事前承認が必要であると定めている。この警告はタマサート、シラパゴーン、スコタイタマシラット、サイアム、スラナリー各大学の学者グループから送付された。

学者の見解では内閣はNLAにJTEPAの論議を認めるだけで、NLAはこの問題への議決権はない。

暫定政府とNLAには国家を長期的に拘束するような主要施策を執行する権限は与えられていないと学者のグループは述べた。

協定は、タイに生息する微生物の特許化につながりかねない第130条第3項や、国内原産の植物種の所有権に関する第105条第5項等、広範な問題を含んでいる。この協定実行のため法の改正や補足的な法の策定が必要となる。

19. 裁判所、FTAの調印阻止を目指す活動家の訴えを却下

(バンコクポスト紙、プライムニュース欄、1ページ、2007年3月30日付)

中央行政裁判所は、活動家が日本との自由貿易協定(FTA)に反対し、議論を呼んだ協定調印の緊急差止め命令を求めた行政訴訟を却下した。

裁判所はこの事件の提訴を却下した。告訴の被告人としては外務省、外務大臣、交渉団代表、内閣、首相の名が上げられていた。裁判所はこの問題を決定する能力がないとの判断だ。

20. タイの政策、危うし

(ネーション紙、タイ、2007年3月31日付)

米国商工会議所は、5大陸の234人の企業幹部を対象とした新規調査の結果を最近発表した。それによるとタイの新経済政策と貧弱な知的財産保護策は外国投資に危機をもたらすかもしれないとのことだ。

「世界の企業はタイで業績を上げてきた長い歴史があるが、最近の企業リーダーへの調査結果からは将来への不安が見られる」と米国商工会議所の国際問題担当上級副会頭のダニエル・クリストマン退役中將は述べた。「我々はタイ政府と協力し、タイの政策が国際的に受け入れられたビジネス慣行に従うよう、できることはすべて行う。その中には、外国企業やタイで事業をする投資家に影響を及ぼす懸案の経済政策決定に関する定期的な相談を含む。」

同調査によれば、11%の企業役員が彼らの会社ではタイでの事業拡張計画を持っていると答えた。他の40%は、会社は現在将来の投資先を検討していると答えた。75%もの役員は最近のタイの軍事クーデターと物議を醸した新経済政策 - 例えば、通貨管理、会社の外国人所有権に関する新法、製薬の強制実施権に関する知的財産権への政府決定などは、次期3年間の投資先の最終決定要因となるだろうと述べた。

報告の中で、多くの企業役員はタイの知的財産法が弱体で、現行法も運用面で十分には執行されていないことに懸念を示した。タイは東南アジア諸国の中で「脆弱な」知的財産法という点で3番目にランクされ、ベトナムとインドネシアより良かったに過ぎない。タイが知的財産法の、今回は書籍へのエンフォースメントで「非常に効果的」と考える企業幹部は1%に満たなかった。

米国の商工会議所は、各地域及び業種から様々な規模の300万以上の企業、団体が集まる世界最大の企業連合である。

マレーシア

1. マレーシア、違法DVD嗅ぎ分けで犬を採用

(ストレイト・タイムズ紙、シンガポール、2007年3月14日付)

マレーシアはDVDの海賊版対策の新兵器として2匹の黒のラブラドル犬を採用し、偽のディスクを嗅ぎ分けさせる。ラッキーとフロと呼ばれる2匹は1ヶ月に及ぶダブル・トラブル・オペレーションの一員として働き始める。これはDVDの探知のため犬が使われる世界で初めての例となる。

訓練士に伴われた3歳のメス犬はクアラルンプール国際空港のカーゴセンターでマレーシアの取締官に合流する。2匹の犬はDVDの海賊版取引で知られる国境地帯とショッピングセンターにも派遣される。

麻薬や爆発物を嗅ぎ分ける他の探知犬と違い、ラッキーとフロは光ディスクに使われる強力プラスチック材や他の化学物質に反応する。探知犬は実際には合法か違法ディスクかを言うことはできない。しかし、正規な船荷は積荷目録に記載される。探知犬はそれ以外の通常と違う、未登録のコンテナに入れられたディスクを探し出すために使われる。

ラッキーとフロは、パナマウントやワーナーブラザーズのようなハリウッド映画の最大手製作会社を代表する映画協会(MPA)の所有物である。MPAは1ヶ月あればアジア太平洋地域の諸国に自前の探知犬チームを立ち上げるよう説得するのに十分と期待している。これらの地域でMPA加盟映画会社は海賊版により昨年推計で12億米ドル(18億シンガポールドル)の損害を被っている。

昨日、ラッキーとフロはエンフォースメントの担当官の前で、5個のコンテナからDVDが隠された箱1個を瞬時に嗅ぎ分けるという特別なデモンストレーションを披露し、並み居る担当官を圧倒した。両犬はドバイと香港でも実験で実技を披露したが、本日が法のエンフォースメントの実地での初舞台となった。

MPAの副会長マイク・エリ氏は、犬を使うというアイデアは2年前のブレン・ストーミング・セッションで出てきたもので、「ばかばかしく思ったが、試したら効果があった」と述べる。

同氏によれば、ラッキーとフロの訓練コストは1万7,000ドルに過ぎず、MPAでは犬は提供しないが、探知犬チームの設置に関心のある国には喜んで費用を負担するとのことだ。

マレーシアの国内通商消費者問題担当Shafie Apdal大臣は、オペレーション・ダブル・トラブルの立上げに際し、マレーシアは海賊版対策の新しいアイデアや手法を受け入れる用意があると述べた。「我々はこの新手法が政府の意気込みを表すだけでなく、我々が本気であるという侵害者への強いメッセージとなることを期待する」と大臣は述べた。

昨年製造された違法ディスクの枚数から見ても大きな仕事である。昨年MPAはアジア太平洋地域だけで3万件の海賊版事件を調査した。12,400件の摘発で3,500万枚の違法ディスクが押収された。

2. 海賊版との苦しい戦い

(マレイ・メール、2007年3月19日付)

クアラルンプール市ペタリン通りでの、国内通商消費者問題省の海賊版取締りは、一般の非協力もあり苦戦を強いられている。

同省の捜査担当次長のIskandar Halim Awang氏によれば、本部及び連邦管轄地支部からのエンフォースメントチームによる度重なる摘発にもかかわらず、偽の海賊商品への需要が衰えないため、問題の根絶ができないと述べた。

「我々はほぼ毎日のペースで摘発を行うが、それが業者に商売を思いとどまらせるには至っていない。業者は捕まる恐れがあることを承知しているが、儲けの大きさに引き付けられる。一般からの需要も常にある。」

Iskandar次長は知的財産擁護への一般の認識がないと嘆いた。

「偽の海賊品を購入することは誰の利益にもならず、海賊版偽造者を潤すだけだ。」「次回、海賊版CDや偽のバックを購入したなら、その時は正規所有者の生活の糧を奪っているのだと認識すべきだ」と次長は述べた。

3. 偽のCD搜索で、お見事、探知犬

(ネーション紙、地域ニュース欄、ページ6A、タイ、2007年3月22日付、ネーション紙、地域ニュース欄、ページ5A、タイ、2007年3月27日付)

業界筋によれば、DVDとCDを嗅ぎ分ける訓練を受けた2匹の黒のラブラドル犬は、マレーシアで最初のお披露目をし、何百万ドル相当の海賊版ディスクを見つけ出すのを助けた。

ラッキーとフロは北アイルランドで生まれ調教されたが、シンガポールに隣接するジョホール州の州都ジョホールバルの車内と事務所棟内でディスクを発見した。この州では海賊版ディスクが簡単に入手できる。

大手映画会社の海賊版捜査を行っているMPAでは今月初め、海賊版対策の一助として、1ヶ月の試用期間で、マレーシアに2匹の犯罪対策用の犬を持ち込んだ。

ラッキーとフロはCDとDVDの違いや正規ディスクか違法かを嗅ぎ分けることはできないが、光ディスクに使用されるポリカーボネートや他の化学物質を感知するよう訓練されている。

2匹の犬は建物内の事務所や隠れた小部屋等を嗅ぎまわり、1つのシンジケートにより製造されたと思われる100万枚の偽造ディスクが隠匿されているのを発見した。

しかしながら、後に映画の偽造者は違法なDVDに化学薬品を吹き付け、米国から借り受けた2匹の犬を混乱させた。

シンガポール

1. 著作権の例外、多項目提案される

(ビジネス・タイムス、シンガポール、2007年3月15日付)

著作権法から除外される項目リストの変更により、教室で使用する著作権対象教材の幅が増える。

著作権法は著作物や実演に保護を与え、その使用を管理しているが、法務大臣は幾つかの項目をこの保護の対象外とする権利を持っている。

シンガポール知的財産局(Ipos)は教育分野での利用のため、これらの項目リストの拡大を提案した。

例えば、学校はビデオCDやDVDを教材用にクリップして使う場合、これらの保護のための使用制限を免除されるようになる。Iposでは、これにより教師は教室でディスクを交換したり、当該のクリップされた映像を探すために全体を映し出す必要がなくなる。

CDに適用される利用制限がコンピューターのオペレーションシステムを壊したり、セキュリティーに問題があった場合は、このような規制を回避するための新規則が作られ、セキュリティーの問題を検証する。

Iposは一般に呼びかけ、同局のウェブサイトwww.ipos.gov.sg [<http://www.ipos.gov.sg>]にアクセスし、著作権の対象から除外される項目のリストを検証し、4月14日までに意見を寄せるよう求めた。

フィリピン

1. 有料テレビグループ、フィリピンを優先監視国に戻したし

(ビジネス・ワールド、2007年3月6日付)

国際有料テレビ局の団体は、フィリピンに対し放送用電波の違法受信を減らすための努力が不十分だとして、米国が同国を諫めるよう要望した。同団体ではこれによる昨年度の減収額が8,000万米ドル、約40億ペソに上ると訴えた。

特にアジア有線衛星放送協会(CASBAA)は、米国がフィリピンの再評価の結果何ら具体的改善が見られない場合、同国を優先監視国に戻すよう要請した。

先月、米国通商代表部事務局に提出した際、香港に拠点を置くCASBAAは国家テレコミュニケーション委員会(NTC)は国内のケーブルテレビ局に、「会社が電波の違法受信に従事しているかどうかに関わらず」ライセンスを発行していると述べた。同協会はまた著作権侵害刑事事件への検察局の対応が遅いことも批判した。

知的財産局(IPO)とNTCの間のエンフォースメントの仕組み構築の協約はまだ実現されていないと述べた。この協約によれば、IPOは苦情を調査し、その申立てが正当であればNTCは侵害した有線会社に対し法令上の権力を行使する。

コメントを求められたNTC副コミッショナーJorge V. Sarmiento氏は協約の実行の遅れは単に「手続き上」の問題に過ぎないと述べた。IPOのAdrian S. Cristobal局長は実行に移すためのルールは署名済だと述べた。

米国通商代表部は昨年フィリピンを優先監視国からはずし、「進歩」があったとの理由で、知的財産権侵害の程度が一段低い監視国に移していた。

2. RPIは反海賊版対策で対象選り分け

(ビジネス・ワールド、2007年3月7日付)

リーバイ・ストラウス社やフィリップモリス・インターナショナルのような米国のロビーグループで国際ブランドの各社は、知的財産権の侵害でフィリピンへの非難を続けた。ただし、昨年度海賊版や模倣品対策で「進歩」や「積極的取組」があったことは認めていた。

エンフォースメントが依然不十分で、著作権や商標の盗用者が利する状況にあることに不満を覚えるアパレル及びフットウエア産業は、法の執行者が「1つか2つの業界」により多くの資源を投入していることを特に批判している。彼らはまた政府が国際ブランドと「混同するほど類似した」商標を登録し、費用と時間のかかる裁判を彼らに強要していると非難した。

「過去において、政府の反海賊、反模倣キャンペーンはライセンスのないソフト、光ディスク、他のケーブル産業に集中し、アパレルやフットウエアのような他分野の「エンフォースメント」は政府により進められ、援助されてはいない」とリーバイ・ストラウス社は米国政府への知的財産権の年次評価のため提出したコメントで述べている。

リーバイ・ストラウス社はフィリピン知的財産局は(IPO) は知的財産法に侵害した「不正な登録」を認めてきたと述べ、同国が世界的に有名な商標の「模倣」を中止するよう圧力をかけた。

タバコ業界大手のフィリップモリス社は捜査令状取得の困難さを挙げ、判事に要請する際にはフィリピン国家警察(PNP)か国家捜査局(NBI) 長官が直々に署名した命令書がなければならないと指摘する。手続きに手間がかかり、詳細がたちまち多数の執行官に知れ渡り、情報が漏れることがよくあると、同社は不平をもらした。

模倣と海賊版に対する最大の多国籍団体と称し、ワシントンに本拠を置く国際反模倣連合 (International Anti-counterfeiting Coalition) では、警察の摘発前に「頻発する情報漏れ」により「摘発が失敗」に終わると述べた。

フィリップモリス社はSubic、Poro Point、Salomague及びPort Ireneのような北部ルソン島の港が「大規模な密輸」に使われ、税関が監視するには中心地から離れすぎていると述べた。

それゆえ、国際反模倣対策連合ではフィリピンは米国の知的財産権侵害国の指定で侵害が低レベルの監視国に留めることを推薦している。これに反し、アジア有線衛星放送協会は米国政府に、フィリピンは優先監視国に戻すべきと主張する。そして放送用電波の野放図な盗用を食い止めるための具体的成果が見られず、2006年に8,000万米ドルの損害を被ったと述べた。

1月のレポートでは、米国の7つの貿易団体の連合である国際知的財産アライアンスもフィリピンが監視国にとどまることに賛成し、「ある程度の成果があった」ことを認めた。しかし、同アライアンスでは、同国が刑事罰の有罪判決がないこと、裁判が効率的でないこと、本の海賊版、光ディスクの海賊版、ケーブルの違法受信及び「多くの摘発で発見された海賊商品、材料、機具の最終的処分先の不明確さ」について、何らかの対策を講じたかどうかの再評価を行うべきだと述べた。

同アライアンスでは2005年度の貿易損失額が1億2,630万米ドルに対し、昨年度の損失額を1億3,430万米ドルと予想している。この中には、学校のそばで書籍の違法コピーによる損害額4,900万米ドル、ビジネス用ソフトウェア3,500万米ドル、レコードと音楽の5,030万米ドルの損害が含まれる。映画と娯楽用ソフトの影響額はまだ出ていない。

予想によれば、ビジネス用ソフトの72%が海賊版である。レコードと音楽の海賊版率は62%であり、書籍は49%である。貿易損失額に関しては、同アライアンスが監視国指定を推薦した28カ国のうちフィリピンは8番目だった。イタリアは監視国では最大の14億米ドルの損害額が予想される。中国は優先監視国であり、世界最悪の22億米ドルの損害が予想されている。

Adrian S. Cristobal Jr. IPO局長は2005年に設置された知的財産権国家委員会を通じた、「組織間の連携強化と各機関の横のつながり」の結果、今日まで20億ペソ相当の海賊品が押収されたと述べた。

米国通商代表団の2007年の米国議会への報告書でも、2006年の警察の摘発回数が増えたことを指摘し、「ある程度の進歩」を認めた。しかし同報告書では海賊版ディスクがフィリピン全土で依然として「広範に入手でき」、「追加のエンフォースメント活動が不可欠であることを示す」と述べている。

「加えて、フィリピンは(知的財産権)侵害者の起訴と抑止的刑罰を科すことが非常に遅い」と報告書では付け加えている。さらに、国際知的財産アライアンスは、大きなモール内部で侵害商品の小売商を追跡することの困難さを挙げた。「モールの有力所有者」が国会議員であるためだ。

今週初め、LVMH ファッション・グループ・パシフィック・リミティッドの模倣品対策部長ダニエル・プレーン氏からの通告を受け、警察はロビンソンズ・プレース・エミタ・モールで800万ペソ相当の偽のルイヴィトン13,000個を押収した。マカティのグリーンベルトモールにある1軒のアウトレット店のみがルイヴィトン製品の正規販売店である。警察の報告によれば、ロビンソンズが刑事罰の対象に含まれる可能性もある。

3. 海賊版、投資家をフィリピンから退散させる

(Agence France Presse, 2007年3月7日付)

映画、音楽、ビデオゲームの海賊版が氾濫し、多くの多国籍企業はフィリピンでソフトウェアを製造することを考え直すようになったと、ソニー・コーポレーションの役員は述べた。

「海賊版が大きな懸念要因であり、我々が当地で営業できない理由である」と、ソニー・フィリピン

ン社の小林ヒロアキ代表取締役が述べた。「これは他社にとっても問題だと思う」と同氏は述べ、海賊版映画、オーディオ製品、ビデオゲーム、コンピューターソフトが広範に出回っていることを例に挙げた。

小林氏はこれがなぜ自社の人気商品のプレイステーション・ポータブル(PSP)のビデオゲーム商品さえもフィリピンに輸入しないかの理由だと述べた。同氏はこの業界が海賊版によりどれほど損害を被っているか「数字では言い表せない」と述べた。

企業や外国政府からの様々な訴えにもかかわらず、フィリピンの多くのショッピングモールでは海賊版映画、音楽、ソフトが至る所で入手可能である。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンスによれば、2005年にソフトの海賊版によりフィリピンのソフト産業は39億ペソ(8,125万ドル)の損害を被った。国際知的財産アライアンスではフィリピンにおける米国の知的財産業界の損失額は2004年で1億3,900万ドルだと述べた。

同氏はソニーのハードウェアは当地で成功を続け、ワイドスクリーンテレビ、デジタルビデオカメラ、ブルートゥース(bluetooth)ヘッドホンはすべて販売額が増加している。同氏は2006年の販売額は44億ペソ(9,020万ドル)に上り、2005年の35億ペソを上回ると予想している。

4. フィリピン、政治的リスクが最大

(ビジネス・ワールド、2007年3月8日付)

今月発表された日本企業の海外での活動に関するJETROの最新の年次調査によれば、8つの東アジア市場で営業している日本企業はフィリピンが「政治的社会的に不安定」なため、最も危険の大きい国と見ている。

昨年11月から12月にかけて行われた調査では、フィリピンに続き、インドネシア、中国、タイ(2006年のクーデターにもかかわらず)、インド、ベトナム、マレーシア、シンガポールの順で危険度が高いと見なされていた。

フィリピンはまた、すその産業の未発達という点で調査対象企業から2番目に危険な国とランク付けされた。ベトナムがこの点で最も危険な国と見なされた。フィリピンに続き、インド、インドネシア、マレーシア、タイ、中国、シンガポールの順であった。

フィリピンはインフラの未整備という点で3番目に危険な国と位置づけられた。インドとベトナムがフィリピンより悪く、それぞれ1番、2番目に危険であり、フィリピンに続き、インドネシア、中国、マレーシア、タイ、シンガポールの順であった。フィリピンは現地通貨の点で5番目に危険な国にランクされた(インドネシアが最も危険度の高い国であった)。法制度の未整備/法手続きの問題(最悪が中国、続いてインド、ベトナム、インドネシア)。同様に知的財産保護問題では(最悪の侵害国が中国、続いてインド、ベトナム、インドネシア)であった。

この調査では2,537社に質問状を送り、28.7%の729社から回答があった。この中で中国では596社の回答があった。タイ353社、インドネシア238社、マレーシア245社、シンガポール244社、ベトナム236社、インド201社、フィリピン177社にそれぞれ送付された。

5. 国内の反海賊対策グループ、米国のロビー団体が「非常識」と述べる

(ビジネス・ワールド、2007年3月13日付)

フィリピンは知的財産権保護のため、依然やらねばならないことが多いが、米国のロビー団体が米国政府に挙げた問題点は妥当性に欠けるとフィリピンの反海賊版対策グループが述べた。

法の執行者は侵害者の一斉検挙と「海賊版」商品の押収に務めているが、資源が限られ、経済状況が「困難」であると、知的財産連合(Intellectual Property Coalition)では述べた。

ミュージシャンのジョンJ. レサカ氏によって率えられるこの団体は、フィリピンは米国通商代表部(USTR)の監視国に留まるべきだと主張した。

同団体がUSTRに提出した知的財産権侵害者の年次リストのコメントで、IPコーリッションは2つの米国の大規模団体、国際知的財産アライアンスと国際反模倣連合(International Anti-counterfeiting Coalition)と、特に刑事起訴と裁判の遅延の点で意見を異にしている。

これらの団体はフィリピン政府が数多くの摘発、押収、査察に関わらず海賊行為を抑止できず、ほとんどの事件が裁判にならないと指摘し、非難を続ける。

しかしIPコーリッションでは、政府の海賊版映画、レコード、ソフトウェアの摘発を主導するオブティカル・メディア・ボードが、査察結果に従い最初に事件解決の能力を持つべきだと反論した。「この委員会はその設立規定によれば、海賊版との対決で他と違った権威や力を持っている。単に摘発や査察、違法光ディスクを押収し、違法光ディスク工場や小売商に対し刑事告発を進める(これらは同委員会の重要な役割ではあるが)だけでなく、この機関の大きな役割は光ディスク産業を統括することだ。

多分、委員会のリーダーシップは彼らの任務を達成するための政治的意図と熱意を表している。しかし、もしこの機関が単なる人員不足、立法的な措置の不足、訓練不足から弱体化しているなら、海賊版への挑戦は難しくなる。」とIPコーリッションは述べた。

IPコーリッションはまた、フィリピンは裁判手続きの遅延を責められるべきではない、なぜなら、控訴は正当な手続きを保証するために必要であるからと述べる。「控訴手続きは(時として頻繁に行われても)、特に手続き規定は一般的に司法手続きの遅延の元凶だが、それ自体悪ではない。フィリピンは他の近代国家の法システム同様、無実の者を有罪とするより罪ある人間を誤審により無罪とする方がよしとする原則に立っている。控訴による救済は正義が保たれるという保証である」とこの団体は述べる。

国際反模倣連合は、この問題は「10年たっても」結論は出ないだろう、「侵害者は手続き上の抜け道を探し事件の長期化を日常的に行い、小さな判決に対し控訴する」と述べた。

IPコーリッションでは、これらの2つの米国グループを批判し、知的財産所有者は司法手続きの遅延のため裁判事件の解決を強いられ、「和解が一般的にフィリピンの手続き法で奨励されている。和解が反海賊版、反模倣対策の戦術として効果的な主要素となってきている。IP所有者はこの手段に訴えることを詫げる必要はない」と述べた。

6. IPフィリピン、3ヵ年戦略プランを策定

(*Hechanova Bugay & Vilchez法律事務所、フィリピン、2007年3月15日付*)

フィリピン知的財産庁(IPフィリピン)は、2007年から2009年までの戦略プランを策定した。そこでは、国の発展と国際競争力をつけるための戦略的ツールとして知的財産を活用する創造的なフィリピンを築き上げることを目的としている。

IPフィリピンの戦略プランは、1年以上の移行期間を経て、IP法の下でのマンデートの遂行という基礎に立ち返ることと、結果を出し続け、フィリピン社会で強力な意義のある機関として存続するというチャレンジに挑むものである。

プランの中で、IPフィリピンの今後3年間の戦略的ゴールとして、質が高くタイムリーな特許と商標の発出、技術移転仲介制度の結果指向への改善、著作権の振興とサポートサービスの組織化、知財制度でのダイナミックな指導力の維持、を挙げている。

7. アロヨ大統領、上院の対日経済協定早期批准を望む

(*アジア・パルス、2007年3月26日付*)

グロリア・マカパガル・アロヨ大統領は金曜日、日・フィリピン経済連携協定(JPEPA)を「速やかに批准」し、両国間の物とサービスの流れを円滑化するよう、上院に要請した。

大統領は、日本の安倍晋三首相がフィリピンの環境を配慮すると確約したことが上院のJPEPA批准への道を開くと期待すると述べた。

大統領は昨年11月17日に、JPEPAの署名入りコピーと批准文書を上院の審議のために送付した。

JPEPAは2006年9月9日、フィンランドのヘルシンキで開催された第6回アジア・ヨーロッパ会議の機会を利用し、アロヨ大統領と小泉純一郎首相により署名調印された。この協定はフィリピンと日本との間で、国境を越えた物と人と投資とサービスの流れを強めることにより、経済協力を強めることを目指す。

協定はまた知的財産権の保護、競争を阻害する行為の制限、ビジネス環境の向上を目指している。

インドネシア

1. 海賊版減少により、政府は得るもの多し

(ジャカルタ・ポスト紙、インドネシア、2007年3月7日付)

政府は現在の海賊版比率87%を10%下げることにより、税収を1億5,000万米ドル、国内総生産(GDP)を30億ドル増加させることができると、PTマイクロソフト・インドネシアの関係者は述べた。

「インドネシアの海賊版比率を今年度77%に減らそうとする政府目標は、産業界との協力関係が改善できるなら現実的なものとなるだろう」とマイクロソフトインドネシアの中小市場ソリューション担当のIrwan Tirtariyad氏が月曜日に述べた。

「昨年インドネシアは、ベトナム、ジンバブエ(90%)に続き、世界で3番目に海賊版比率が高かった。中国とパキスタン(86%)がこれに続いた。」とIrwan氏は、最新のビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)と国際データコーポレーション(IDC)の海賊版調査結果を引用し述べた。

インドネシアのソフト産業は海賊版により年間収益以上の損失を被っている。

独立した調査機関であるIDCの最新の統計によれば、企業がインドネシアのソフト使用率の78%を占める。

「実際には70 - 80%のインドネシアの会社は知的財産法に従う意思がある。しかし手始めに何をしたらいいかがわからない。」と同氏は述べた。

2. 政府は著名ブランドの基準を設定

(ピスニス・インドネシア、2007年3月22日付)

政府は著名ブランドの所有者に正当な法的保護を与えるため、著名ブランド基準を設定する。この基準は現在審議中の政府規定に盛り込まれるだろう。政府規定(PP)は商標の登録も規定する。

正義と人権省知的財産局商標部長のEmmawati Junus氏は、商標は8つの要件を満たした時に著名と呼ばれると明かした。

第1に商標に人気があり、人々に気づかれ、認められていること。第2に、商標が相当量の販売高と利益を持っていること。第3に、商標のマーケットシェアが大きいこと。第4に商標が広く行き渡っていること。第5に商標が集中的なプロモーションや莫大な投資を行っていること。第6に商標が3カ国以上で登録されていること。第7に商標が当局機関により法的に強力な保護を受けていること。第8に、商標の価値は高い評判と保証からなる。

政府規定が発行されれば、商標委員会はそれを参照し、既に登録された商標と類似した名前や同じ名前を持った商標の出願を、商品のクラスが違って拒絶できると同氏は説明した。

「今まで類似商標で登録を拒絶されたのは同じ商品分類の場合だった」と商標部長は説明する。これとは別にインドネシア知的財産権コミュニティ代表のGunawan Suryomurcito氏は、政府は著名商標基準を発行し、商標所有者に法的保護を与えるべきだと述べた。

知的財産権コンサルタントでもあるGunawan氏は、国内事業者は著名な外国ブランドの模倣ではなく、自らのブランドを作りだすようにと期待した。

「外国ブランドを模倣するのは時代遅れた、インドネシアがマドリッド・プロトコル加盟を予定している事は別にしても、インドネシアは著名商標に保護を与えねばならない。」

ベトナム

1. 日本の機関、ベトナムのIP法を調査

(サイゴン・タイムス・デイリー、2007年3月13日付)

日本の東京工業大学の助教授と研究者グループが知的財産法の問題研究のためベトナムでの4日間の日程を終了した。

田中助教授は市の科学技術局の幹部との会議で、研究の主目的は、ベトナムが世界貿易機関の加盟国となり日本と同国との間で相互理解を推進するためだと述べた。

ベトナムでの研究は4ヶ月前、日本、中国、タイ、ベトナム、フィリピンを含むアジア6カ国で行われた広域リサーチの一環であると、田中助教授はデイリー紙に語った。同助教授はこの研究では、特にアジア経済におけるIP法の重要性、特許所有、大学と企業との連携に主眼を置いていると付け加えた。

科学技術局のTruong Thuy Trang副部長は、この研究はベトナム全体、特にホーチミン市の科学技術面で大学と企業との関係を構築するための助けとなることを期待すると述べた。

同助教授は日本では大学でつくられた発明をどのように利用するか、またあるケースでは、大学で作られた特許の所有権を如何に共有しているかを説明する。

2. 知的財産の効果的实践により投資牽引を

(タイ・ニュース・サービス、2007年3月13日付)

ベトナムへの外国直接投資が増加しており、同国の知的財産権保護への国外投資家の信頼を証明していると、ECアセアン国際知的財産権協力計画(ECAP II)のNicolas G. Morey部長は述べた。

専門家によれば知的財産権の執行はどの国も困難性を感じている。なぜなら知的財産は国際化が急速に進む中で各国にとって過熱化した問題となっているからだ。著作権、研究、デザインモデルの模倣が発展途上の経済で日常的に発生し、投資家の大きな懸念となっている。

Markus Cornaro大使兼在ベトナムEC代表団団長は、IPR保護は貿易と経済の開発推進にとって重要な問題であると述べた。もし各国が保護措置をよりレベルアップすれば、さらに多くの投資家を引き付け、保護措置が限られているところと比較し、発明が強化されより力強く発展する。外国投資家のベトナムにおける研究やデザインに関する知的財産権は保護され、技術とデザインの開発でベトナムと経験を共有することができる。

アジア諸国との関係でEUのターゲットの1つは、相互貿易と投資の推進である。EUはECAPIIを含む種々の計画を進めてきた。ECAPIIIは150万ユーロの予算を使いベトナムで2004年から実行され、法的枠組み、管理能力強化、知的財産権の一般の意識高揚に焦点を当ててきた。

ECAP IIではIPRの法制や執行に関する30の種々な活動が、税関局や経済警察局などのベトナム機関との協力により2006年に実行された。

Markus大使はECがこのプロジェクトでベトナムを選択したのは、同国がWTOの枠組みで知的財産への取組みに強い意気込みを示し、模倣品や粗悪品に対する重い罰金刑があるためであると述べた。これは国際社会の要求でもある。大使は、ベトナムはIP分野で着実な進歩を遂げたと述べた。

ECAP IIの後、ベトナムはIPの権利執行に多大な努力を払い、ECAPIIIはベトナムの法的枠組み作りのため重要な支援を提供したとベトナム知的財産国家局(NOIP)のTran Viet Hung局次長

は述べた。2005年のIP法の誕生はこの具体例だ。ECAP IIのおかげで国民のIPへの認識も向上した。知的財産権登録の出願数も急増している。

マルカス大使は、ベトナムが2006年に知的財産を国際水準に到達させるため重要なステップを踏み出したことを認めた。同国はまた、新知的財産法の施行、細則の施行、マドリッドプロトコルやUPOV(植物の新品種の保護に関する)国際条約への加盟等の努力も行った。

ECAP IIのNicolas G. Morey部長は、ベトナムはIP保護で大きな進歩を遂げたと述べた。ベトナムは1995年に東南アジア諸国連合(アセアン)に加盟し、他の加盟国よりも大きな進歩を示した。外国直接投資は激増し、同国のIP保護に対する投資家の強い信頼を物語っている。

ECAP II は今年の後半に終了するがECはベトナムへの支援を続ける。

マルカス大使は、ECは欧州委員会、欧州連合とアセアンとの協力で第3次ECAP発足させるため努力していると述べた。ベトナムはこの協力体制の重要メンバーの一員だ。知的財産権の執行は国際水準を満たすためだけでなく、ベトナムの科学技術の発展を促し、より多くの投資を呼び込む一助となる。

3. 政府は知的財産の仕組みづくりをプッシュ (タイ・ニュース・サービス、2007年3月16日付)

科学技術省は知的財産権(IPR)保護推進計画のため200億ベトナムドン(125万米ドル)を投入すると発表した。

「省は知的財産権の意識高揚のためこの予算を倍増するかもしれない」と政府官房高官のTran Son Lam氏がホーチミン市で開催されたセミナーで、この計画を説明して述べた。この計画は当初2005年に発表されたが、多くの人々がいまだIPRに馴染みがなく計画はスムーズに受け入れられなかった。

「科学技術グループは知的財産権を明確に理解すべきだ。我々が製造段階で知的財産保護を取り入れなかったら、決して発展しないだろう」と同氏は述べた。

セミナーとこの計画を通じ、企業はビジネス界でのIP施策への理解と展開への援助を受けることができるだろうとTran Son Lam氏は述べた。

この計画は企業の競争力増強のためIPR発展と保護への意識を強めようとするものだ。IPRの訓練と教育を企画すると同時に、この計画は他のIPR推進プロジェクトに財政支援を提供している。

昨年7つの同様なプロジェクトが総額でほぼ10億VNDの投資を受けた。計画は10の省と地域人民委員会、ベトナム商工会との協賛で行われている。

インド

1. インドで海賊版映画に7ヶ月の実刑

(ロイターニュース、2007年3月2日付)

大手ハリウッドスタジオが提訴した訴訟に対してムンバイ法廷は、7カ月の実刑と55,000ルピー(1,250ドル)の判決を言い渡した。

スタジオの海外ロビー機関である映画協会(MPA)が木曜日に発表したところによれば、2月20日に判決が下され、ムンバイ拠点の卸売り業者サミーアフメッドクレスヒ(Sameer Ahmed Qureshi)氏にインド著作権法違反で有罪が言い渡された。

クレスヒ(Qureshi)氏は、MPAから提供された情報に基づき行動したムンバイ警察によって2005年10月27日逮捕されるとともに「ファンタジック4」「ラッシュアワー」「トロイ」「ミスター & ミセスミス」を含む数千枚の海賊版DVDが差押えられた。

「法廷が下した判決は、インドにおいて、映画海賊行為に対する、わずか6回目の有罪判決にすぎない。」また「法廷が知的財産の盗用に対して認識を強めたことで我々は勇気づけられる一方で、現時点で、法制度の手順に従って2,000件以上の追加的な映画海賊行為の訴訟がある。」とMPAニューデリー拠点のインド弁護士チャンダーMラル(Chander M Lall)氏が語った。

MPAスタジオは、2005年に世界的海賊行為で61億ドルの損失を被った。その内、約12億ドルがアジア太平洋地区の海賊行為から、13億ドルがアメリカの海賊行為からの損害である。

2. ケララ州、IPR政策を策定中

(ビジネス・ライン、2007年3月3日付)

州政府は、知的財産権政策の策定段階にある。

この件は、地区研究所 スルバナナンプラム(Thiruvananthapuram)(RRL-T)が計画した2日間のIPRワークショップの開催期間中に法務長官ピーエスゴピナタン(P.S.Gopinathan)氏によって発表された。

欧州連合とインドの間の貿易・投資開発プログラム(TIDP)がワークショップの共同スポンサーになった。IPRは、貿易促進のためにインド-EU間の継続的契約に基づき設定されたTIDPの対象分野の1つである。それは、インドに貿易と投資を促進する環境を創造する狙いがある。

IPR政策は、発明、イノベーションや特許を普及させる観点で作られている。この背景の下、ゴピナタン氏は、州のR&D機関間の密接な連携の必要性を強調した。

ケララ大学前副学長ビー・エクバル(B. Ekbal)博士が、「人権」は知的財産権より優位であるべきであると語った。

「知的財産特権(IPP)」は、公的資金によって行われるR&Dから引出される結果を表現する、より良い方法である。

TIDP-IPRコンポーネントのチームリーダーは、ワークショップの参加者を歓迎し、TIDP活動の概容を説明した。RRL-T副長官シーアルムガン(C.Arumugan)博士は、IPR法制の変化に旨く対応してR&Dシステムを前進させる必要性を強調した。

3. スターバックス、「スターバックス」インドコーヒーチェーンに激怒

(ロイターニュース、2007年3月4日付)

スターバックス社はスターストラックスと称するコーヒーショップチェーンを展開しようとしているイ

インド人企業家シャハナツフセイン(Shahnaz Husain)氏の計画に反対していると、ミントビジネス紙が報じた。アメリカのコーヒーショップチェーンは、インド特許、意匠、商標の管理局長に対して、この名称は彼らのコーヒーショップチェーンの名称と混同するほど類似していると訴えたと同紙は報じた。

フセイン氏は、彼女の名前をつけた一連のスキンケア、ヘアケア商品とサロンを所有するハーブビューティスペシャリストであり、この名前を諦める意思は無いと同紙は報じた。また、「何故諦めなければならないの？名前が酷似しているものは山ほどあるのに、どうしたらいいのか？相手方が反対しているので私達も戦うしかありません。」とハーブ女王と称されるフセイン氏はミント紙に語った。

フセイン氏は1年以内に25店をオープンする計画である。店には映画俳優のポスターを飾り、魅力的な店作りをする。「私のコンセプトは完全に別物です」と同氏は語った。

インドでブランドの確立にチャレンジしている一連の外国企業の中で最も新しいスターバックスは、インドネシアのフランチャイジーとパンタルーンリテールインド会社の創始者キショアービヤニ(Kishore Biyani)氏とのジョイントベンチャーで、コーヒーショップを開店するための許可をインド政府から待っている段階であると報じられた。

政府はスターバックス社に、ジョイントベンチャー協定について幾つかの点で明確化を求めたと地元紙は報じた。

4. インド、IP保護で高い評価

(ビジネスライン、2007年3月5日付)

半導体部門の競争力に関するアーンストヤング(E&Y)およびインド半導体協会(Indian Semiconductor Association)のレポートによれば、知的財産(IP)保護において、インドは中国やチェコ共和国より高く評価された。しかし、アメリカ、イギリス、カナダや台湾に遅れをとった。

E&YとISAが行ったベンチマーキング調査において、アメリカの特許出願数および登録数で、インドはチェコ共和国を除き、最低であることが判明した。その理由は、インドの設計会社は多国籍企業や第三者サービスプロバイダーの専属支配下に置かれ、全体的なIP又は製品開発プロジェクトを扱う完成品受け渡し方式ではなく、むしろプロジェクトの該当部分だけを取り扱っているためである。

IPを創造するいくつかの小規模なインド企業は存在しうが、コストの観点からアメリカ特許出願は行わないとレポートは報じている。

レポートが引用する2001 - 2005年のデータによれば、アメリカの特許出願は596,447件、その内登録されるものが234,725件、イギリスの出願が15,942件、その内登録が4,501件、カナダの出願が12,529件、その内登録が3,559件であり、インドは中国及び台湾よりはるかに少なく、2,145件の出願で621件の登録である。

これらの特許は、半導体デバイス、基礎電子機器、プリント回路、電気通信および情報蓄積をカバーするものである。

アメリカは半導体設計会社が約724社でトップ、続いて台湾が268社、イギリスが200社と続いている。インドは150社に近い半導体企業があり、先導的な多国籍企業はインドに設計センターを設置していることが示され意義深い。

5. BSAはエンフォースメントアクション実施の計画発表

(プレス・トラスト・オブ・インディア・リミテッド、2007年3月5日付)

海賊行為の比率を下げる目的で、世界のITソフトウェアおよびハードウェア企業を代表するビジネスソフトウェア協会(BSA)は、今年中にエンフォースメントアクションを実行する計画を発表した。

BSAは2006年に相当数の摘発を進め、200万USドル相当のソフトウェアを差押えた。

BSA副社長でアジア太平洋地区取締役ジェフリージェイハーディ(Jeffrey J Hardee)氏は、「2006年にBSAおよびメンバー企業によって実行された200件以上のアクションにおいて、海賊版ソフトウェアがインド全土に渡って広範囲に使用され販売されていることが分かった。インドにおける高いソフトウェア海賊行為に対しては、産業界がエンフォースメントによって海賊行為と戦う努力を強めることが重要である。」と声明で述べた。

BSAおよびそのメンバーは、2006年にデリー(Delhi)、ムンバイ(Mumbai)、チェンナイ(Chennai)、コルカタ(Kolkata)、アフメダバッド(Ahmedabad)、バンガロール(Bangalore)およびハイデラバッド(Hyderabad)のような都市部で家宅捜索を実行した。ソフトウェア海賊行為は多くの経済的な成長株を苦しめ、また地域ソフトウェア産業の巨大な可能性を大幅に制限する大問題である。

2005年のBSA-IDCの調査による発見として、2005年はPCソフトウェア海賊行為の率が72%であった。統計によれば、インドソフトウェア産業は2005年度5億6,600万USドルの歳入損失を計上したとハーディ氏が語った。

6. IPRセミナー

(ビジネスライン、2007年3月8日付)

マンガロール(Mangalore)大学では、3月8日、知的財産権(IPR)セミナーを開催する予定である。発表によればセミナーの目的はIPRおよびその概念と特許および他のIPRを有効に手続することを理解させることである。約200名の代表の参加が期待され、マンガロールの地区およびセッション判事であるH.M.バハラテッシュ(Bharatesh)氏がセミナーをスタートさせる。ダハーウッド(Dharwad)の法科大学特別オフィッサーのジェエスパティル(J.S.Patil)氏が基調演説を行う。ニューデリーの特許庁から参加するエキスパートが各種のトピックに関して議論すると追加発表された。

7. 伝統的な手織り製品登録保護を受ける

(ヒンズー、2007年3月16日付)

タミール・ナドゥ州の伝統的な手織り製品は地理的表示法により登録を受け、偽物が繊維市場に入ることを防ぐと、手織り繊維大臣のN.K.K.P. Raja氏が当地で述べた。

国産手織り品展示会2007の開会式で大臣はカーンチプラム・シルクサリー、Bhavanブランケット、Madurai Sungadiサリーが同法により登録されたと発表した。これらの製品には本物であることを示すためホログラムがつけられるであろう。

これらの伝統的製品に同法を適用させることは販売の促進にもつながると大臣は述べた。大臣はまた、マイソール・シルクの販売は本法による登録後、売上が確実に上昇したと指摘した。

8. ケララ州政府、来月IPR政策草案を発表へ

(ヒンズー、2007年3月22日付)

州政府は4月26日の世界知的財産デーに知的財産権政策の原案を発表する予定である。議会での意見開陳に答え、法務相のM. Vijayakumar氏は州政府が州内の豊かな伝統的技法を保

護するための包括的施策を執行することを誓った。

この点で専門家との広範囲な討論が行われたと大臣は議会に報告した。前政権の時代に作成された政策原案は法務局の下にIPMC(知的財産管理委員会)と呼ばれる傘下団体をつくり、州のIPR活動を統括するという提案だった。

それは州の発明や特許を推進し、すべての大学と高等教育機関はIPRをカリキュラムの一部に取り入れるという提案だった。

利害関係者からのフィードバックを得るためのシンポジウムが計画された。しかし何らかの決定がされる前に前政権の任期が終了したため、政策は実行されなかった。

州政府は高等裁判所の酒類に関する施策の部分的停止を課した暫定命令に対し控訴を決めた。間接税及び労働大臣P.K. Gurudasan氏が議会に報告した。

9. 知的財産法のエンフォースメント

(ヒンダスタン・タイムス、2007年3月24日付)

最高裁判事PP Naolekar氏は土曜日、知的財産法の効果的エンフォースメントを求めた。「特別な裁判所の設置、法のエンフォースメント機関の機動性、さらに国際協力がこれらの法の効果的執行に必要である」と同判事は述べた。

Naolekar判事は「知的財産権の効果的エンフォースメント」と題する講演を行った。講演は当地のパナラス・ヒンズー大学の法学部で行われた「インドにおける知的財産権(IPR)法のエンフォースメント」と題した国家ワークショップの開会セレモニーとして企画された。判事はまた音楽の海賊行為も国家に多大な負担を与えると述べた。

「海賊行為は音楽産業に影響を与えるのみでなく、歳入減や法秩序の維持の点で政府に影響を与えることを知らねばならない」と同判事は述べた。

インド音楽産業(IMI)反海賊部隊のチーフコーディネーターJF Ribeiro氏は、IPR法をエンフォースしなくてはならない強い理由があると述べた。

パキスタン

1. 音楽産業は海賊行為と戦う政府の努力を評価

(バルチスタン・タイムズ、2007年3月2日付)

パキスタンおよび国際レコード産業は、音楽産業を海賊行為から保護するため、国内で著作権法を強化する積極的なキャンペーンに着手したことを評価した。「キャンペーンは国を横断して連邦調査局(FIA)によって成功裏に実行され、2005年以来で102万以上の海賊版光ディスク(CDおよびDVD)を差押えた。」と国際レコード産業連盟(IFPI)の南西アジア、中東及びアフリカ地域のコーディネーター、アドリッチェム(Adrichem)氏が当地で発行された新聞で述べた。

IFPIは70ヶ国以上、1,500以上のメンバー会社を有し、世界的なレコード産業を代表している。知的財産権保護が歌手、ミュージシャン、プロデューサーやレコーディングスタジオの振興になるように、海賊行為が減少した後もパキスタン音楽産業が更に発展することをアドリッチェム氏は願っている。パキスタン知的財産協会(IPOパキスタン)が設立され、FIAがIPRエンフォースメントの先導的機関であると、2005年に政府発表されて以来、パキスタン当局は海賊版光ディスクとの戦いに大きな進展を遂げた。

「著作権産業では、イスラマバードのFIA局長タリックパーベズ(Tariq Parvez)氏がこのチャレンジを引き受けたことを感謝しており、彼の指示の下にFIA犯罪サークルが現在までにラウルピンディ(Rawalpindi)のCD/DVD卸売り、小売りおよびCD-Rバーナーショップに対して3件の家宅捜索を実施し、50万枚以上の海賊光ディスクを差押えた。」とアドリッチェム氏は語った。

ラウルピンディのSADAF CD&DVDコーナーでの最近の摘発は、FIAの「通常」の専門的方法で実行され、「SADAFで差押えられた海賊光ディスクは、パキスタンの市場価格で2,717万ルピー相当であった。」と同氏は付け加えた。

パキスタンは2004年の単独年の輸出が推定2億3千万枚に達し、最近まで世界で最大の海賊版輸出国であった。政府は2005年5月に光ディスク工場へのアクションを起し、家宅捜索の流れに乗って、FIAは9人を逮捕、40万枚の海賊ディスク、11,000以上の自動押印機やマスターディスクを差押えるとともに大きな5工場を閉鎖したとアドリッチェム氏は語った。

中央歳入局(CBR)は、また、税関職員に、すべての輸出積荷を検査し、パキスタンの純正品のみを含んでいるか確認する指示を出した。カラチの税関当局はこの命令を実行し、海賊版輸出を一時的に中断させた。しかし、光ディスクの小規模な密輸は手荷物や宅急便では継続されていると同氏は語った。

「IPR保護当局は、IPの侵害に対してアクションを起こすという明確な方針を実践した。」と同氏は語り、「この進歩を持続させるためにも、プレッシャーをかけ続けねばならない」と付け加えた。

2. 10ヶ月で2億枚の海賊版CD及び6工場が破壊される

(ビジネスレコーダー、2007年3月2日付)

税関とFIAは、過去10カ月の間に2億枚の海賊版CDを46ヶ国に密輸しようとしていた計画を断念させ、違法事業に関与した6CD工場を閉鎖させた。

知的財産局(IPO)長官への独占インタビューにおいて、ヤシンタヒール(Yasin Tahir)氏は、すべての知的財産のエンフォースメント当局は、国の知的財産権を保護するために必要な手段を取っていると、木曜日に当地でビジネスレコーダーに語った。

商標、著作権、特許、工業デザインおよび集積回路レイアウト・デザインのような従前の登録は、

IPのすべての様式を取扱う単一のIPOへ集約された。

ショーカット・アジズ(Shaukat Aziz)首相の直接コントロールの下に業務を遂行するIPOは、外国からの直接投資の拡大やパキスタンにグローバルな産業およびビジネスを普及させるために、クライアントへサービスを提供するといったアプローチでのビジネスを実行し始めたと言官は語った。

大学や研究機関もIPOへの知的財産の登録を開始し、ナスト(NUST)大学では、短期間に17件の特許登録を行ったと言官は語った。

海賊行為や偽造は国の経済にとって危険であり、それ故に、政府はこの罪を重犯罪で、保釈不可な犯罪とした。「IPOは、法の下にIP権利を保護し強固なものとするためにすべての行政システムを管理し且つ連携している」と言官は語った。IPOはまたデータのコンピューター化、官民セクターでの知的財産問題への意識の普及と同時に、インフラ整備と能力の向上に着手しているとも語った。

3. 500人以上の専門家、ソフトウェア海賊版減少のため研修受ける (ビジネス・レコーダー、2007年3月20日付)

政府は国のソフトウェア海賊行為比率を減少させるためにスタートしたプログラムに従い500人以上の専門家に研修を実施した。また、2009年までに完了する予定であるプログラムにおいて、主要なオープンソースアプリケーションに関する約30のワークショップがパキスタンの主要都市で開催された。

情報技術省当局が語ったところによれば、プログラムは第一段階にあり、それぞれの都市にある公立大学と専門大学ではオープンソース、海賊行為および著作権に関する認識向上の10セミナーも開催された。

ライセンス付ソフトウェアが高価であるが故に、ソフトウェア産業がライセンス付ソフトウェア基盤からオープンソースソリューションへ移行することを支援するため、このプロジェクトの必要性が加速された。オープンソースリソースセンター(OSRC)と命名されたこのプロジェクトを介して、リソースセンターはオープンソースソフトウェアに関する疑問や課題に応えるように発展した。リソースセンターはライセンス付ソフトウェアを購入するコストを節約しオープンソースソフトウェアソリューションへ移行したい企業を支援する。

プロジェクトチームは、またオープンソースソリューションへ移行することに関心のある組織体を支援する。プログラムの目的は、更に、オープンソース開発者のネットワークを強化し、大学のカリキュラムの一部として適用されうるより高度な教育コミッション(Higher Education Commission)のためのオープンソースに関する講座の内容を蓄積し、開発し、編集することである。

他の狙いとして、国の省庁や局内でのソフトウェア海賊行為の比率に関する調査を実施し、知的財産庁(IPO)をコーディネートし、IPOが開催する会議、セミナーやワークショップに参加し、八つの団体のIT組織を財産的なものからオープンソースへ移行させることも含んでいる。

第一段階のプロジェクト活動結果として、政府および民間企業はオープンソースソリューションを展開することによってトータル3,500万ルピー以上を節約したと言官は語った。世界銀行およびビジネスソフトウェア協会(BSA)によれば、パキスタンの海賊行為比率は直近2年で減少し、プロジェクトが達成したことに対してUNDP-APDIP、CICC、日本その他の国々と同様に国内産業からも喜ばれたと言官は付け加えた。

プロジェクトチームは各種国際会議、展示会およびオープンソースセミナーへ招待されたと言官は述べた。

プロジェクトの範囲に関する話として、言官は、パキスタンにおいては知的財産保護の欠如が

存在すると語った。マーケットでは低価格の海賊版ソフトウェアパッケージを入手することは極めて簡単である。独自のソフトウェアパッケージを開発する人達が海外ソフトウェアパッケージの海賊版と競争することは、非常に困難である。汎用コンピューターユーザーの低い調達力がこのトレンドを押し上げている。また、一人当たりの低い賃金が高価な所有権付ソフトウェアを多くの人を選択させないこととなっている。

パキスタン内でオープンソースソフトウェア文化を教育することは、この問題の効果的な解決となり、海賊版ソフトウェアの比率を減少させる手助けになり、他方、それらを使用する余裕の無い人達に情報通信技術(ICT)を提供する手助けとなる。

4. パキスタンで採用される特許保護法に向けたステップ

(グローバル・インサイト・デイリ・アナリシス、2007年3月20日付)

パキスタン政府は1976年の薬事法改正案で特許保護を包含する暫定的なステップを採用した。パキスタン・プレスインターナショナル・インフォメーション・サービス(PPI)によれば、健康・商業省は「薬品会社の製品登録に含まれる新化学物質(NCEs)に関する非公開テストデータ」の保護が含まれる案の最終仕上げを行っている。

改正案は内閣の精査段階にあり、数ヶ月以内に承認される予定であると同情報が伝えた。重要点;これは、臨床試験データおよび特許保護が議論され、パキスタン健康・商業省によって作成された改定案に包含される初めての事例である。

当国は世界貿易機関の貿易関連知的財産権協定の調印国であるが、現在まで模倣版で成長した国内製造業者からの圧力によって製品特許保護に対するより強固な基準に対するの抵抗があった。承認された場合、新改訂はパキスタンに存在するより多くの多国籍医薬企業の参加を促進することであろうし、これらの企業は現在大量な医薬剤(bulk actives)をジェネリック化の進んだマーケットに輸入している。また、政府は現在、薬事規則を基に薬事価格に新たな仕様を導入する意向である。

5. 国民議会内閣委員会が会合

(ビジネス・レコーダー、2007年3月23日付)

新聞報道によれば、国民議会の内閣常任委員会が、Ahmed Raza Maneka議員統括の下に、国会内で開催された。委員会はパキスタン知的財産組織法案2006、特許(改正法案2006)、国家災害管理法2006(法令NoXL2006)について議論した。

地震再建復興局(Erra)およびパキスタン国立記録保管所が全体的に概要を伝えた。委員会はパキスタン知的財産組織法案2006および特許(改正法案2006)は委員会を通過したとして、議題からはずし、国会に送付した。

委員会はErraの代表の欠席に懸念を表明し、Malik Allah Yar議員を委員長とする4人のメンバーからなる委員会を設置し、Erra代表の欠席について調査する。

クウェート

1. 著作権法に関する公開討論会

(クウェートタイムズ、2007年3月19日付)

クウェート大学社会科学部アメリカ調査学科において、社会科学部内での知的財産権(IPR)に関する公開討論会が開催された。

ラウンドテーブル討論会には、多くのメディア、小説家、弁護士やその他が参加した。チームは「IPR」という言葉を定義することから始め、議論の後に「IPR」に関する事項について、簡単な話し合いがなされた。

その後、議論は中東諸国における「IPR」関連の法律、規則も含む話題へと移行した。一人の小説家が議論のなかで、著作権にかかる自身の経験および問題について語った。

論点は、インターネットの世界および著作権を保護するためにアメリカで使われている新法律メカニズムへ移行し、また、関連する技術および街頭で販売されている海賊版DVDの著作権についても説明された。

最終的に、参加者が如何にそれらを尊重するかを理解させることに役立つルールや規則につき、議論がなされた。

ヨルダン

1. ヨルダン下院は特許法及び少年法の改正案を承認 (BBC モニタリング・ミドル・イースト、2007年3月21日付)

下院は、月曜日(3月20日)、特許法および少年法の改正案を承認した。特許法においては、特許登録への法的手続きの明確化を必要としている、と政府は法案に添付した文書で述べている。

この立法は、特許法を世界貿易機関(WTO)協定に沿ったものとさせるためである。国内でのイノベーションを促進し、外国投資を引き寄せるため、ヨルダンでは過去何年にも亘って特許権、著作権および商標権保護にかかる各種の法律を施行してきた。